



ひよこだより



都立葛飾ろう学校 乳幼児教育相談
令和4年7月1日 NO. 4

手話言語条例

例年よりも早く梅雨が明け、あっという間に夏本番のような暑さがやってきました。まだ体が暑さに慣れていない時期に、猛暑日が続いています。体調を崩さないよう、大人も子供も、睡眠、食事、基本的な生活リズムに気を付けて、夏バテしない体力をつけていきましょう。



さて、先月6月15日にうれしいニュースがありました。東京都議会最終日に手話言語条例が可決、成立されたのです。手話言語条例は、手話を独自の文法をもつ一つの言語として認め、手話を必要とする人々が、安心して手話を使い生活できる共生社会を実現するため、環境の整備を定めたものです。この条例の中で、手話に対する理解を広め、さまざまな環境整備を進めるための支援をしていくこと、および手話通訳者の育成などが、東京都の責務として明確に掲げられました。

東京都議会は、昨年11月にこの条例の制定を目指すワーキングチームを超党派で結成し、手話を必要とする当事者からの聞き取り等を行い、内容についての議論を進めてきました。党派を超えてチームを結成し、議会で126人全議員による共同提案、そして全会一致での可決というのは、都議会で初めてのことです。主義主張の異なる各党の議員が、それぞれの政治理念を超えて全員で手話言語条例を提案し可決したということは、それだけこの条例が今求められている重要なものであるということを表しています。この条例制定までの流れのきっかけの一つは、今年の東京オリンピック・パラリンピックの開閉会式の放送のあり方でした。オリンピックの開会式の生放送は、字幕のみで手話通訳が付きませんでした。これに対し、全日本ろうあ連盟などが手話通訳をつけて放送するよう要望書を提出し、それらを受けてオリンピックの開会式からはNHKのEテレで手話通訳付きの放送がされるようになりました。これが、聞こえる人にも広く手話の重要性が認知される出来事となりました。全国では、9年前に鳥取県で初めての手話言語条例が制定されてから、33の都道府県において、すでにこの条例が制定されています。また都内でも、葛飾区・足立区等16の区

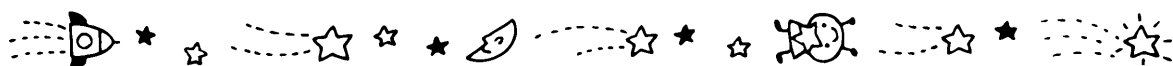
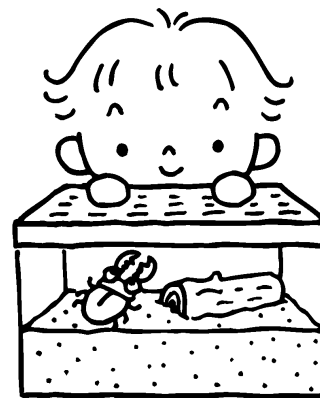


においては、すでに手話言語条例が成立していました。東京都は34番目の制定ということで、決して早い対応ではありませんでしたが、東京オリンピック・パラリンピック自体が、「多様性と調和」をコンセプトに掲げていたこともあり、東京都としても手話言語条例の制定に向けて本格的に取り組むことになったのです。



手話を言語として認める法律は、これまでもありました。障害者の自立と社会参加のための支援について定めた障害者基本法（1970年制定、2004年・2011年改正）や、障害者権利条約（2014年批准）などです。これらは広く障害のある人の権利を尊重するためのもので、その中において「手話も言語に含まれる」ということが盛り込まれて

います。しかし今回の手話言語条例は、より明確に手話が一つの言語として聞こえない人々にとって、心豊かな生活に欠くことのできないものであることを示しました。そして、社会の中で手話を使った意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活できる共生社会の実現をそのねらいとしています。音声言語による情報が届きにくい、コミュニケーションが取りにくいということが、聞こえない人個人の問題ではなく、その人を取りまく社会の側の問題であること、社会の側が変わる必要があることを示しています。この条例を法的根拠として、これまで以上に、手話に対する社会の認知度が上がり、教育、医療、福祉、産業などの各分野で、さまざまな取り組みが進められることを期待します。



聴覚障害児の出生率は1000人に1~2人とされています。そして、その約9割が聞こえる保護者のもとに生まれてきた子供たちです。聞こえる保護者の方の多くは、子供が生まれるまで聴覚障害についても、手話についてもほとんど知る機会がなく、初めて会う聞こえない人が生まれてきた我が子であるということも珍しくありません。そうしたご家族が聴覚障害について理解を深め、手話を学ぶ機会が得られるように必要な支援を提供することが、手話言語条例の中の「学校における支援」という条項に示されました。「学校」の中でも、ろう学校に求められる役割は特に大きいものがあります。聴覚障害についての十分な理解をもち、聞こえない人の立場に立った教育と支援がこれまで以上になされていくこと、またろう教育に関わる全ての人々と共に、手話を言語として尊重する社会の発展に寄与していくことが、東京都の目指す共生社会の実現に向けて、ろう学校ができることだろうと思います。



聞こえない人（子供）の立場に立った考え方をもつということの大切さは、これまでさまざまな形で保護者の方々には学んできていただいていることです。軽中度難聴児でも人工内耳装用児でも、周囲の状況によって大きくその聞こえ方は影響を受けます。常に変化する周囲の音環境に左右されずに、見れば100%わかる手話という言語をもつことが、大好きな家族との豊かなコミュニケーションをスムーズにし、聞こえない子どもも安らげる家庭を築くことができます。そして、確実にわかる言葉をもつことは、聞こえる人とは異なる自分をありのままに受け止める自己肯定感を高めることにつながります。聞こえない・聞こえにくい子供たちが、社会の中で自分の聞こえについてオープンに語り、必要な支援を求められること、その上で自分の力を存分に発揮して、社会の中で生き生きと自立した生活を送る素敵な成人になってくれることを願って止みません。

手話言語条例の施行は、今年の9月1日です。条例の制定は「スタートライン」です。この条例をいかに活用し、どのような取り組みが具体的に進められるようになっていくのか、注目していきたいと思います。東京都議会は、さらに次のステップとして、聴覚障害者に限らず、全ての人々が



同じように情報を得ることができるようにする「情報・コミュニケーション条例」の制定を目指しているそうです。多様な背景をもつ人々が、ありのままの自分で社会参加できる、安心して生活できるということは、私たち全員が安心して生活できるということです。そうした全ての人が輝ける共生社会の実現に、私たち一人一人ができることを考え続けていきたいですね。

(文責：松澤)